登別市骨髄ドナー助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、骨髄又は末梢血幹細胞（以下「骨髄等」という。）の移植及びドナー登録の推進を図るために、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「日本骨髄バンク」という。）が実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成２４年法律第９０号）第２条第５項に規定する事業をいう。以下「骨髄バンク事業」という。）において骨髄等を提供した者に対し登別市骨髄ドナー助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）次の[ア](https://www1.g-reiki.net/eniwa/reiki_honbun/a032RG00001265.html" \l "e000000027)又は[イ](https://www1.g-reiki.net/eniwa/reiki_honbun/a032RG00001265.html" \l "e000000030)に該当する者であること。

ア　骨髄バンク事業において令和６年４月１日以後に骨髄等の提供を完了した者

イ　骨髄バンク事業において骨髄等の提供に関する最終同意書に令和６年４月１日以後に署名し、提供者の自己都合以外の理由により提供が中止となった者

（２）次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める日から第４条の規定による申請をした日までの間において、本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第５条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されている者であること。

ア　前号アに該当する者　骨髄等を提供した日

イ　前号イに該当する者　骨髄等の提供に係る最終同意をした日

（３）助成金交付の申請対象となる骨髄等の提供について、他の地方公共団体から助成金等の交付を受けていない者であること。

（４）助成金の交付を申請する時点において納期の到来した市税の滞納がない者であること。

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、骨髄等の提供に係る次に掲げる通院又は入院（以下「通院等」という。）の日数（骨髄等の提供について最終同意をする前の通院等の日数及び骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院等の日数を除く。）に骨髄等の提供に係る当該各号に掲げる事項を行うための面談の日数を加えた日数に１万円を乗じて得た額（上限１０万円）とする。この場合において、通院、入院及び面談を同一の日に実施したときは、１日とみなして助成金の額を算定するものとする。

（１）健康診断又は自己血の採血のための通院等

（２）骨髄等の採取のための入院

（３）前各号に掲げるもののほか骨髄等の提供に関し、日本骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院等及び面談

（交付申請）

第４条　助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、登別市骨髄ドナー助成金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合を含む。以下同じ。）した日から９０日以内に市長に申請するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

（１）日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合は最終同意をしたこと）を証明する書類の写し

（２）日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供に係る通院等及び面談をした日を証する書類の写し

（３）住民票の写し

（４）申請者の本人確認書類の写し

（５）市税の滞納がないことを証する書類

（６）振込先口座の通帳等の写し

（７）その他市長が必要と認める書類

２　市長は、当該申請に係る助成対象者の同意を得て前項第３号又は第５号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは登別市骨髄ドナー助成金交付決定通知書（別記様式第２号）により、適当でないと認めたときは登別市骨髄ドナー助成金不交付決定通知書（別記様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、交付の決定を受けた申請者に助成金を交付するものとする。

（助成金の返還）

第６条　市長は、申請者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、前条第１項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

２　市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、登別市骨髄ドナー助成金交付決定取消通知書（別記様式第４号）により申請者に通知するものとする。

（補足）

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和６年告示第１５２号）

　（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

　（経過措置）

２　令和６年４月１日からこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に骨髄等の提供が完了した者は、第４条の規定にかかわらず、施行日から９０日以内に市長に申請するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

別記様式第１号（第４条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

登別市骨髄ドナー助成金交付申請書

　登別市長　様

　　　　　　　　　　　　　申請者　氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（生年月日　　　年　　　月　　　日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所　登別市　　　　町

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　－　　　　　－

次の事項について、誓約し、同意の上で登別市骨髄ドナー助成金交付要綱第４条の規定により次のとおり申請します。

（①～③を確認の上、□にチェックしてください。）

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ①私は、本申請に係る骨髄等の提供について、他の自治体等が実施する助成金等の交付を受けていないことを誓約します。 |
| □ | ②私は、市税を滞納していないことを誓約します。 |
| □ | ③私は、審査に必要な情報（住民基本台帳、市税の納付状況、通院等の状況等）を提供すること、市が閲覧及び調査することに同意します。 |

１　申請内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 骨髄等の提供日（中止の場合は最終同意日）の住所 | 〒　　　　　－  登別市 | | |
| 面談等実施日 | 年　　月　　日　　　　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日　　　　　　　年　　月　　日（　　日分） | | |
| 通院日 | 年　　月　　日　　　　　　　年　　月　　日  　　　　年　　月　　日　　　　　　　年　　月　　日（　　日分） | | |
| 入院期間 | 年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで（　　　日分） | | |
| 骨髄等の提供日（中止の場合は最終同意日） | 年　　月　　日 | 申請金額 | 円  （　　　日間×10,000円）  ※100,000円上限 |

【裏面あり】

２　口座情報

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関 | 銀行・信用金庫　　　　　　　　本店・支店  　　　　　信用組合・農協　　　　　　　　出張所 | | | | | | | | |
| 預金種別 | □普通　　□当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  | | | | | | | | |
| 口座名義人 |  | | | | | | | | |

※口座名義人は、申請者と同一とする。

３　添付書類

（１）日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供が完了したこと（最終同意後に骨髄等の提供が中止となった場合は最終同意をしたこと）を証明する書類の写し

（２）骨髄等の提供に係る通院等及び面談をした日を証する書類の写し

（３）住民票の写し

（４）申請者の本人確認書類の写し

（５）市税の滞納がないことを証する書類

（６）振込先口座の通帳等の写し

（７）その他市長が必要と認める書類

別記様式第２号（第５条関係）

登　　　第　　　　　号

年　　月　　日

登別市骨髄ドナー助成金交付決定通知書

　　　　　　　　　　様

登別市長

年　　月　　日付けで申請のありました登別市骨髄ドナー助成金について、次のとおり交付することを決定しましたので、登別市骨髄ドナー助成金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

記

１　助成金額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　交付の条件

　　虚偽の申請その他不正な行為があったときは、この決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることがあります。

別記様式第３号（第５条関係）

登　　　第　　　　　号

年　　月　　日

登別市骨髄ドナー助成金不交付決定通知書

　　　　　　　　　　様

登別市長

年　　月　　日付けで申請のありました登別市骨髄ドナー助成金について、次の理由により不交付と決定しましたので、登別市骨髄ドナー助成金交付要綱第５条第１項の規定により通知します。

記

理　由

別記様式第４号（第６条関係）

登　　　第　　　　　号

年　　月　　日

登別市骨髄ドナー助成金交付決定取消通知書

　　　　　　　　　　様

登別市長

年　　月　　日付けで交付決定した登別市骨髄ドナー助成金について、次のとおり全部又は一部を取り消しましたので、登別市骨髄ドナー助成金交付要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

２　取消額　　　　　　　　　　　　円

３　取消事由